

栃木県中小企業団体中央会
会長 横倉 正一 様

地方議会議員の立候補環境の整備について
－多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けて－

日頃より、本県議会の運営につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、地方議会は、地域住民の多様な声を把握し、幅広い視点で地域のあり方や課題を議論し、地方公共団体の重要な意思を決定する、住民自治の根幹をなす存在です。

しかしながら、地方議会の議員構成においては、住民の構成と比較して女性や60歳未満の者、勤労者の割合が低い等、多様性を欠く状態が続いており、このような状況が住民の議会への関心を低下させているとの指摘もなされています。

第33次地方制度調査会は、令和4年12月28日、岸田内閣総理大臣に対して、勤労者が議員に立候補しやすい環境を整備する観点から、各企業の就業規則において、立候補に伴う休暇制度を設けることや、議員との副業・兼業を可能とすること等について、各企業に要請していくことを検討すべきとする、「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」を提出いたしました。

この答申を踏まえ、総務省及び三議長会は、令和5年1月26日に日本経済団体連合会、全国中小企業団体中央会及び日本商工会議所、同年3月1日には全国商工会連合会に対し、地方議会議員の立候補環境の整備に係る要請活動を行いました。

また、全国都道府県議会議長会では、本年3月15日の「多様な人材が輝く議会のための17の提言」を受け、去る7月24日の総会において「地方議会に関する地方自治法改正を踏まえた多様な人材が参画するための環境整備に関する決議」を決定したところです。

つきましては、貴団体におかれましても、女性や若者等多様な人材の地方議会への参画につなげるため、各企業が次の事項に取り組んでいただけるよう、会員等の団体・企業に対する周知について、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

企業の就業規則において、

- 1 立候補に伴う休暇制度を設けること。
- 2 議員との副業・兼業を可能とすること。

令和6年11月19日

栃木県議会議長 日向野 義幸

多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申の概要

【女性議員の割合】都道府県11.8%、市17.5%、町村11.7% 【60歳以上の議員の割合】都道府県43.0%、市56.5%、町村76.9%
 【無投票当選者割合】都道府県26.9%、指定都市3.4%、市2.7%、町村23.3%
 ※女性議員が少ない議会や議員の平均年齢が高い議会において無投票当選となる割合が高い傾向

1. 議会についての現状認識と課題

- 感染症のまん延等の緊急時における合意形成や、人口減少に伴う資源制約の下での合意形成を行う上で、地域の多様な民意を集約する議会の役割は大きい。このため、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要。
- しかしながら、議員の構成は、性別や年齢構成の面で多様性を欠いており、一部の議員の不適切な行為と相まって、住民の議会に対する関心を低下させ、住民から見た議会の魅力を失わせている。このことは、議員のなり手不足の原因の一つにもなっている。

2. 議会における取組の必要性

- 各議会等において、次のような取組を行っていくことが必要。

① 多様な人材の参画を前提とした議会運営

勤労者等の議会参画

- ➔ 夜間・休日等の議会開催等

女性や若者、育児・介護に携わる者の議会参画

- ➔ ハラスメント相談窓口の設置
- 会議規則における育児・介護の取扱いの明確化等

小規模市町村における処遇改善

- ➔ 議員報酬の水準のあり方を議論

③ 議長会等との連携・国の支援

- ➔ ハラスメント対策に関する議長会の調査

② 住民に開かれた議会のための取組

デジタル技術を活用した情報発信の充実

- ➔ SNSの活用、タブレット端末によるペーパーレス化にあわせた情報公開の充実等

住民が議会に参画する機会の充実

- ➔ 住民と政策や議会運営を考える場
(例：政策サポーター、議会モニター)

- ➔ デジタル化について技術的・財政的課題を抱える小規模市町村への国・議長会の支援

3. 議会の位置付け等の明確化

- 議会の役割・責任、議員の職務等の重要性が改めて認識されるよう、全ての議会に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。

【具体的なイメージ】

- ・ 議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという位置付けを追記
- ・ 地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を明確に規定
- ・ 議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない旨を規定（職務を行う上での心構えを示すもの）

4. 立候補環境の整備

- 各企業の自主的な取組として、立候補に伴う休暇制度を設けること、議員との副業・兼業を可能とすること等について要請を検討すべき。
※就業規則における対応
- 一律の法制化は、事業主負担や他の選挙との均衡等の課題に留意して引き続き検討。

5. 議会のデジタル化

- 本会議へのオンライン出席について、国会における対応も参考に、丁寧な検討を進めるべき。
 - ・ どのような場合に可能とするか。
 - ① 事由を問わず幅広く可能
 - ② 原則は議場での出席だが、一定の場合に可能
 - ③ 引き続き議場での出席を前提にしつつ、議事定足数を緩和して、オンラインで「参加」
 - ・ 本人確認、議事の公開、第三者の関与がないことの担保等をどのように行うか。その際、委員会へのオンライン出席の課題を検証。
※委員会へのオンライン出席の実施団体は35団体(R4.1.1現在)
- 議会への請願書の提出や議会から国会への意見書の提出等の手続について、一括して、オンライン化を可能とすべき。

○ 第 33 次地方制度調査会「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」(抄)

第 4 立候補環境の整備

勤労者の地方議員への立候補に関しては、労働基準法第 7 条の規定により、法定の選挙運動期間中の選挙運動のために必要な時間を請求した場合は、使用者はこれを拒んではならないとされている。一方で、選挙運動のための時間が与えられた場合に、それが休暇として取り扱われるか等については、各企業の判断に委ねられている。また、必要な時間が著しく長期にわたる場合に、解雇や配置転換等の不利益取扱いをすることまで禁止されているとは解されていない。

さらに勤労者が立候補しやすい環境を整備するため、法制度として、立候補に伴う休暇の規定を設けることや、休暇を取得したことを理由とした不利益取扱いを禁止すること等は、個々の企業の事情に関わらず勤労者の立候補を促進するものとして、有効な方策の一つと考えられる。

一方で、法制度として一律に設けることとする場合、事業主負担をどのように考えるかという課題や、立候補に伴う休暇や不利益取扱いの禁止は参政権の行使に関わる問題であることから、地方議会議員選挙のみを対象とし、国会議員選挙や長の選挙に先行させることについてどう考えるかという課題がある。

また、多様で柔軟な働き方への需要の高まりや人口減少下における人材確保の必要性等を背景として、副業や兼業が増加傾向にある。議員に当選した後においても、引き続き企業に勤務しながら議員活動を行うことも考えられるところ、副業・兼業は各企業の就業規則において、これを認める取扱いとすることが可能である。

これらを踏まえると、法制化については、上記の課題について引き続き検討することとしつつ、まずは、各企業の状況に応じた自主的な取組として、就業規則において、立候補に伴う休暇制度を設けることや、議員との副業・兼業を可能とすること等について、各企業に要請していくことを検討すべきである。

なお、公務員の立候補制限や議員との兼職禁止の緩和については、行政の中立性・公平性等の要請にも配慮しつつ、引き続き検討する必要がある。

○ 地方自治法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 101 号)(抄)

附 則

(政府の措置等)

第六条 政府は、事業主に対し、地方公共団体の議会の議員の選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補をすることができるよう、地方公共団体の議会の議員の選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることその他の自主的な取組を促すものとする。

2 (略)

就業規則の規定例

就業規則において、立候補に伴う休暇制度や、立候補した勤労者に対し不利益な取扱いをしない旨を規定する場合は、以下のような規定例が考えられる。また、就業規則において、副業・兼業を可能とする場合の規定例は、モデル就業規則（令和4年11月厚生労働省労働基準局監督課）において示されている。

●就業規則の規定例

（立候補休暇）

第〇条 労働者が、地方公共団体の議会の議員の選挙において候補者となった場合には、選挙運動の期間につき、選挙運動のために必要な日数の休暇を与える。

2 前項の休暇の期間は、無給/通常の賃金を支払うこととする。

（不利益取扱いの禁止）

第〇条 労働者が、地方公共団体の議会の議員の選挙において候補者となったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしない。

●モデル就業規則（令和4年11月厚生労働省労働基準局監督課）

（副業・兼業）

第70条 労働者は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる。

2 会社は、労働者からの前項の業務に従事する旨の届出に基づき、当該労働者が当該業務に従事することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、これを禁止又は制限することができる。

- ① 労務提供上の支障がある場合
- ② 企業秘密が漏洩する場合
- ③ 会社の名誉や信用を損なう行為や、信頼関係を破壊する行為がある場合
- ④ 競業により、企業の利益を害する場合

地方議会に関する地方自治法改正を踏まえた 多様な人材が参画するための環境整備等に関する決議

昨年4月、三議長会が国に要請を行ってきた改正地方自治法が成立し、
○議会は、住民が選挙した議員をもって組織されること
○議会は、議決により地方公共団体の重要な意思を決定すること
○議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行うこと
が明文化された。

地方議会は、投票率の低下や無投票当選の増加、議員の性別や年齢構成の偏りなどの課題を抱えており、この法改正を踏まえて、議会とは何かを住民にしっかり理解いただき、女性や若者など多様な人材の議会への参画を一層進めていくことが必要である。

本会は、昨年11月、女性や若手の正副議長などをメンバーとする懇談会を設置し、多様な人材が輝く議会の実現に向けて検討を行い、本年3月、「17の提言」を受けた。

提言では、議会への関心を高めるためには、主権者教育の推進、SNSの積極的な活用など広聴・広報の充実、開かれた議会の実現等に取り組んでいくことが重要とされた。

さらに、多様な人材が働きやすい議会にするためには、議会のデジタル化の推進、育児・介護等と議員活動の両立支援、ハラスメント防止対策の実施などが提言された。

加えて、多様な人材が立候補しやすくするためには、地域の経済団体に立候補に伴う休暇制度を設けるよう働きかけを行うことや、都道府県議会等に関する選挙制度の改革、地方議会議員の厚生年金などの社会保障への加入について国へ要請を行っていくこと等が提言された。

この提言や、昨年7月18日に採択した創立100周年宣言等を踏まえ、各議会は更なる改革に努め議会の活性化を図るとともに、三議長会で連携し、主権者教育の一層の推進、法改正事項に係る国への要請活動などに取り組む必要がある。

特に、厚生年金については、近年、週所定労働時間が20時間以上などの要件を満たす短時間労働者にも適用拡大が進んでおり、既に地方公共団体では、同要件を満たす会計年度任用職員が加入している。去る6月には、勤労者皆保険の実現のため、企業規模要件の撤廃を始め短時間労働者への被用者保険の適用拡大の徹底等について結論を得ることが閣議決定されるなど、政府では更なる適用拡大を進めることが検討されている。

会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補するためには、早急に検討していかなければならない課題となっている。

人口減少や高齢化など社会を取り巻く環境が更に厳しさを増す中、住民自治の根幹をなす地方議会として、多くの住民の声を集約し、多様な人材が参画するための環境整備等を図るため、特に重要な次の事項について、

早急に実現するよう強く求める。

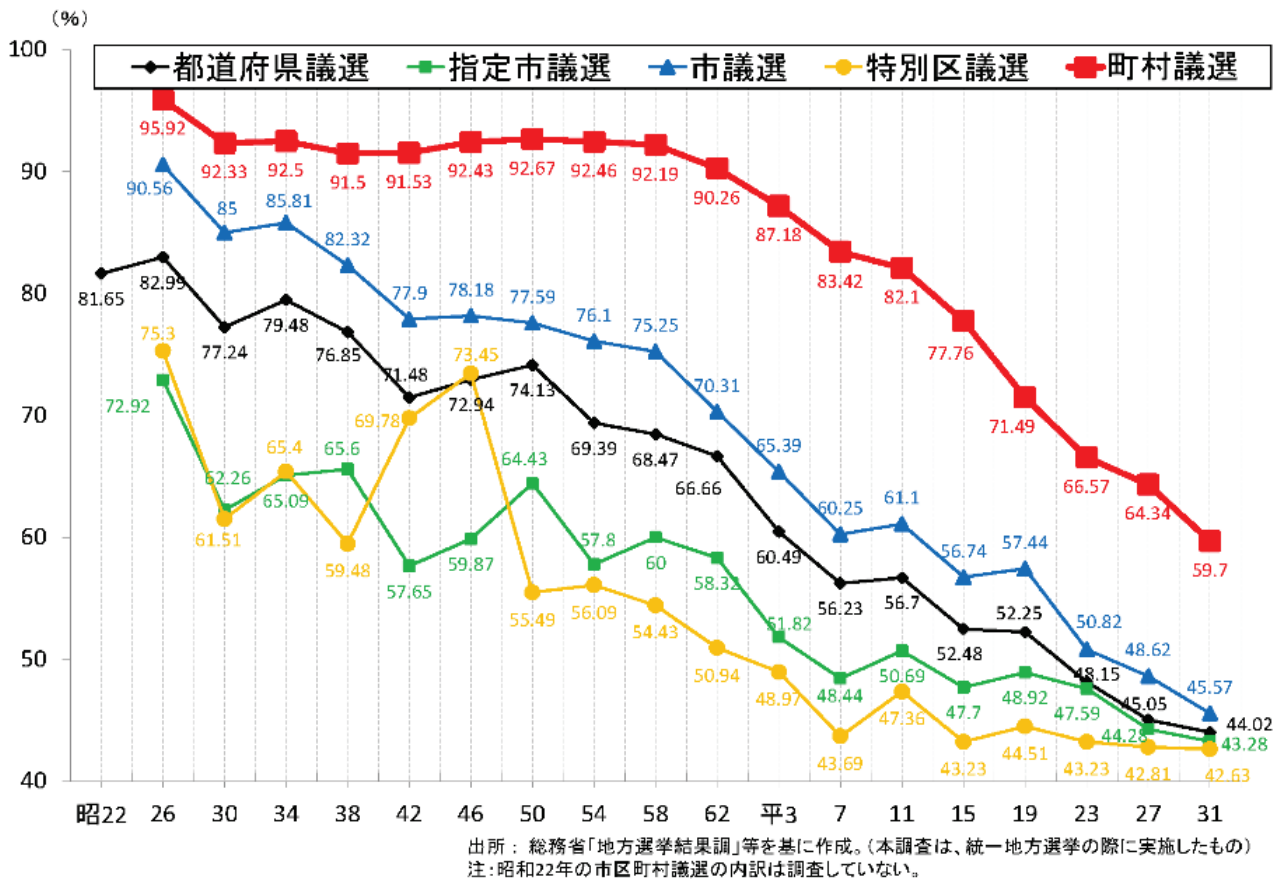
- 1 議会に対する関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進すること。推進に当たっては、議会自らが主体的に行う、いわゆる出前講座や模擬議会など主権者教育の取組に対する支援を講ずること。
- 2 議会のデジタル化への取組について技術的・財政的に支援を行うこと。
- 3 オンラインによる本会議への出席については、第33次地方制度調査会答申で指摘された課題について検証と検討を行い、その実現に向けて所要の措置を講ずること。
- 4 立候補に伴う企業等による休暇を保障し、不利益な取扱いを禁止するための必要な法改正を行うとともに、厚生年金の適用拡大が進んでいる状況を踏まえ、厚生年金への地方議会議員の加入を実現すること。
- 5 都道府県議会議員の選挙区設定において、現行制度上、基本的に設定できない市と市の合区について地域の実情に応じてできるようにするとともに、人口が少ない地域の議員定数の確保策について検討を行うこと。
- 6 議長への議会招集権の付与、予算修正権の制約の見直しなど、更なる議会制度改革を行うこと。

以上、決議する。

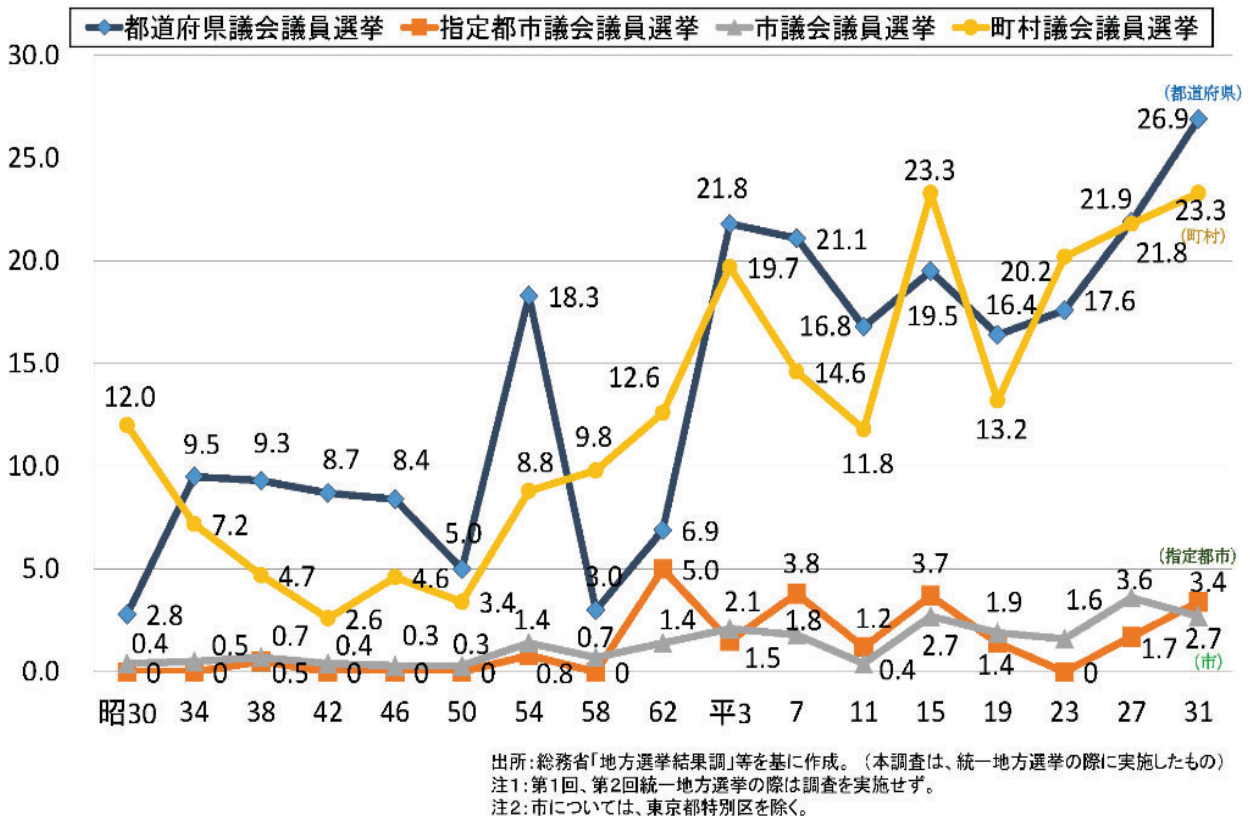
令和6年7月24日

全国都道府県議会議長会

統一地方選挙における投票率の推移

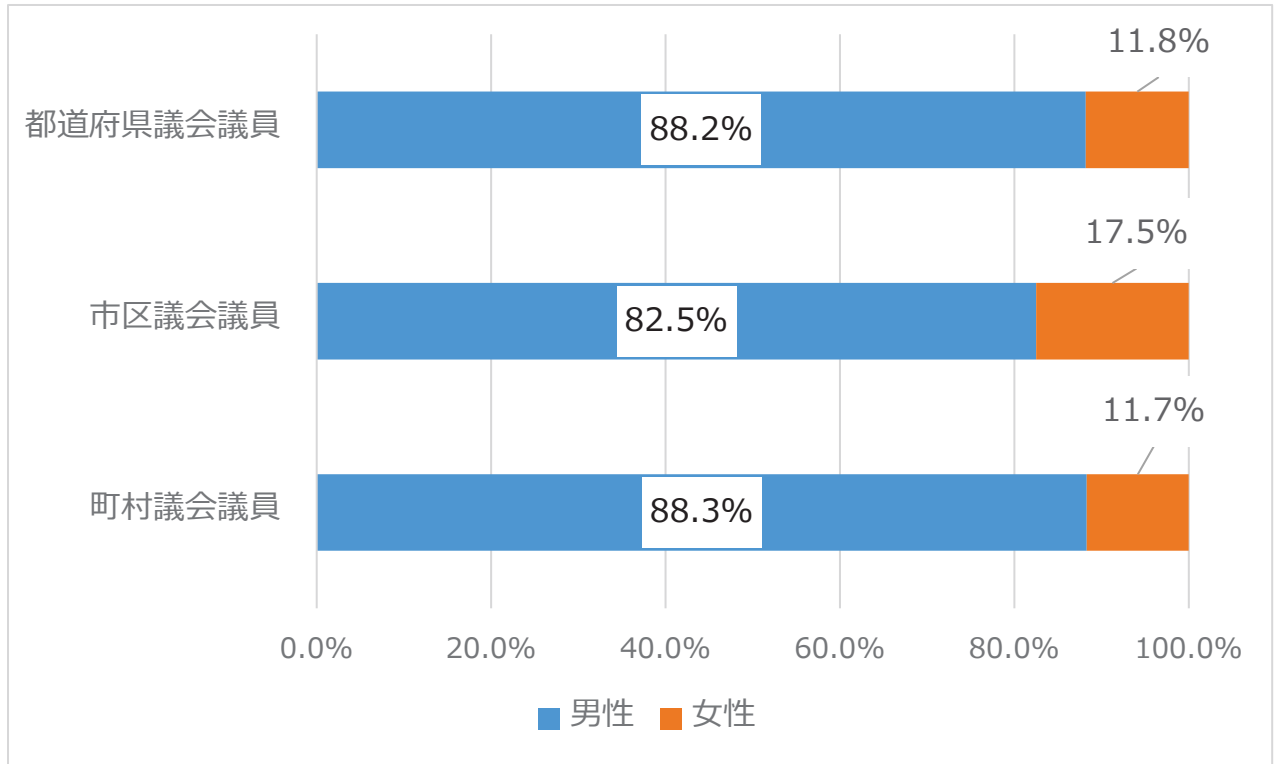


統一地方選挙における無投票当選者数の割合の推移



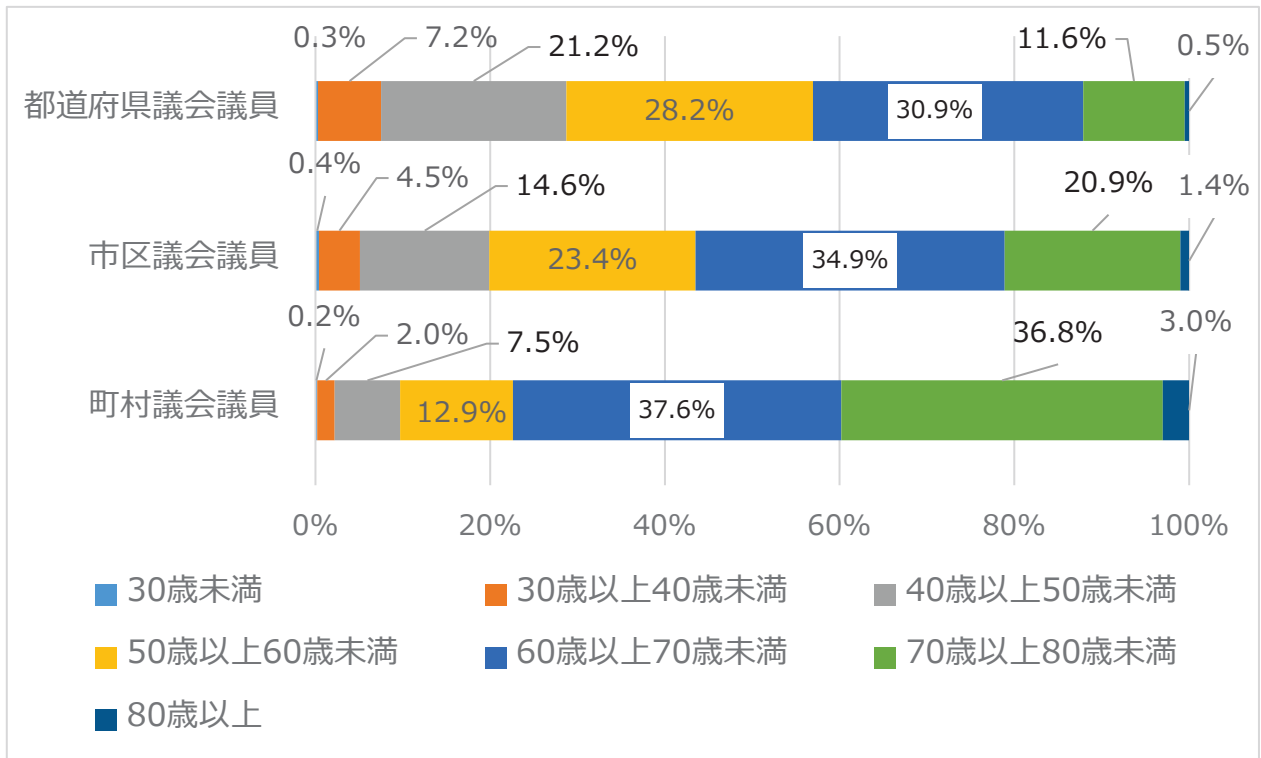
議員の構成

○男女の比率



出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」（令和3年12月31日現在）

○年齢別の状況



出典：各議長会調（都道府県議会議員：令和元年7月1日現在、市区議会議員：令和4年7月1日現在、町村議会議員：令和4年7月1日現在）

注：小数点第2位以下四捨五入のため、割合の合計が100%とならない場合がある。